



コロナ緊急対策専決処分報告

議案第7号 富士見町一般会計補正予算案【第1号】



4月28日、新型コロナウイルス対応議会議から要望書(全8項目)を町長に提出

新型コロナウイルスに対応するため、以下の項目が補正予算として賛成多数で可決、専決処分されました。

新型コロナウイルス対応のための
補正予算 16億9453.8万円 (歳入・歳出)

特別定額給付金給付事業 14億5700万円

町民一人あたり10万円を交付

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 455万円 (町独自)

1世帯3万円を給付(150世帯を見込み)

持続化給付金追加支援事業 1億3000万円 (町独自)

〈1億2000万円〉国の持続化給付金支給対象者に1事業者あたり上限20万円までを給付
〈1000万円〉営業自粛中の事業者に対し1店舗あたり30万円を給付(町10万円、県20万円)

臨時休校対策事業 394.8万円 (町独自)

〈224.2万円〉分散登校時の給食費
〈89万円〉先生たちの連絡通信費
〈81.6万円〉修学旅行キャンセル費

事業者・町民応援商品券事業 4640万円 (町独自)

〈4320万円〉町民1人あたり3,000円分の商品券給付
〈320万円〉商品券印刷代、配布代

緊急整備消防団事業 221.4万円 (町独自)

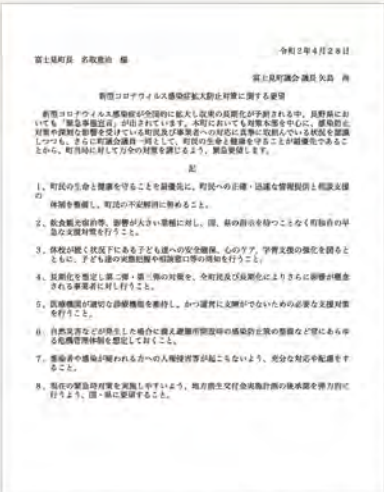
緊急災害時の消耗品や備品などを購入(マスク、手袋、飛沫防止の道具など)

緊急経済対策住宅リフォーム支援事業 1200万円 (町独自)

1世帯上限30万円補助(既存のリフォーム補助金10万円に20万円を上乗せ)

飲食店デリバリー応援事業 50万円 (町独自)

「おうちdeごはん富士見」登録事業者の配達業務費(今後も継続予定)



コロナ対策要望書全文



要望書全文はこちら

「気をくげない」
そもそも専決処分は例外中の例外である。特に危機状況には、必ず「専決処分」の賛美論とはいわないまでも肯定論が広がる。議会の議決事件(自治法96条)を奪うためである。専決処分を行う際は慎重に進めることが重要である。

議員の視点

1 専決処分

1. 議会が成立しないとき
2. 議員の定数の半数以上の議員が出席しないなどが原因で会議を開くことができないとき
3. 特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないとき(今回の専決処分は、コロナ緊急対策だったため、この項目に該当します)
4. 議決事件を議決しないと上記4つのいずれかに該当する場合、長は議会の決議なく処分を行います。